

## 平成 31 年度（実施分）主な税制改正のお知らせ

### ○ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除が次のとおり変更となりました。

- ① 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げとなりました。
- ② 納税義務者の合計所得金額が 900 万円を超える場合、配偶者控除額及び配偶者特別控除額が段階的に減額・消滅することとなりました。

〈改正後の控除額〉

配偶者の合計所得金額	納税義務者の控除額		
	納税義務者の合計所得金額 900 万円以下	納税義務者の合計所得金額 900 万円超～ 950 万円以下	納税義務者の合計所得金額 950 万円超～ 1,000 万円以下
● 配偶者控除 ( ) 内は、老人配偶者			
0～38 万円以下	33 万円 (38 万円)	22 万円 (26 万円)	11 万円 (13 万円)
● 配偶者特別控除			
38 万円超～90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
90 万円超～95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超～100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超～105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超～110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超～115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超～120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超～123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

※ 配偶者控除、配偶者特別控除ともに、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、適用がありません。

※ 今回の改正により、扶養範囲の変更はありません。

※ 配偶者の合計所得金額が 31 万 5 千円を超える場合には、配偶者ご自身の住民税はこれまでどおり課税の対象となる場合があります。